

男女共同参画社会の実現をめざして

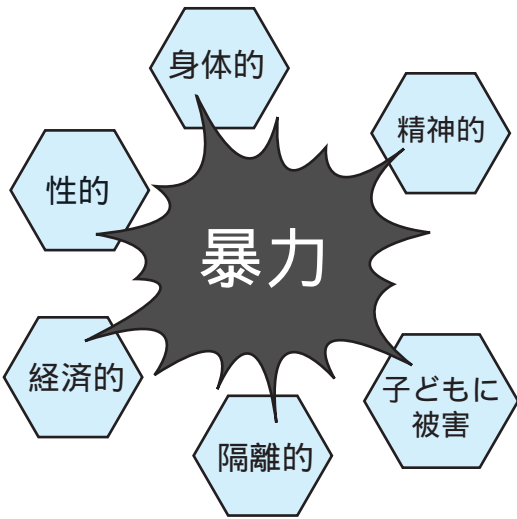
配偶者からの暴力は犯罪です！

配偶者に対する暴力は、深刻な社会問題となっており、平成19年に改正された「配偶者暴力防止法」では、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を制度化しました。内閣府による「男女間の暴力に関する調査（平成20年度）」では、配偶者から肉体的、精神的暴力を受けたとする女性の割合は33・2%、男性で17・8%となっています。また、被害を受けた女性の13・3%が命の危険を感じたと回答し、被害の深刻さも明らかになりました。こうしたことから、被害者も多く、場合によっては、犯罪行為をも含む重大な人権侵害となっており、男女共同参画の妨げにもなっています。

配偶者暴力

配偶者暴力とは一般的に、内縁関係者、婚約者、同棲相手、別居中の配偶者、元配偶者、元婚約者など「密接な関係にあるパートナーからの暴力」のことです。

次のような形態があります。



身体的暴力

「殴る」、「蹴る」、「髪を引っ張る」、「熱湯や水をかける」、「部屋に閉じ込める」、「物を壊す」、「ケガをしても病院に行かせない」など暴力によって女性を支配しようとする行為

精神的暴力

「無視をする」、「口汚くののしる」、「女性の役割を決め付ける」、「他人の前で欠点を言う」、「見下す」、「大切にしているものを捨てたりする」など心を傷つける行為

性的暴力

「セックスを強要する」、「避妊に協力しない」、「中絶を強要する」、「アダルトルトビデオなどを無理やり見せる」など本人が望まない性行為

経済的暴力

「家にお金を入れない」、「家庭の収入について一切知らせず、また使わせない」、「お金の使い方を細かく手

エックする」、「妻の預金などを勝手に使う」、「借金を負わせる」など金銭による支配行為

隔離的暴力

「女性の行動、交際相手、外出先などを制限する」、「女性を家族や友人に会わせない」など社会から孤立させる行為

子どもを利用した暴力

「子どもに暴力を加えたり、暴力を見せる」、「子どもを取り上げる」、「子どもに母親を非難することを言わせる」など、子どもの目の前で行なわれる配偶者暴力は児童虐待になります。

配偶者暴力の相談窓口

ひとりで悩まずに勇気を持って相談してみませんか。
暴力の事実を第三者の相談員に聞いてもらうだけで、気持ちが軽くなることもあります。

名寄市福祉事務所 社会福祉課
☎01654 2111 (内線3228)

旭川方面本部警察相談センター
☎0166(34)9110

配偶者暴力相談支援センター
☎011(666)9955

身に危険が迫っているときは110番通報を

名寄警察署 ☎01654 0110

救急車 119番

問い合わせ

市役所名寄庁舎3階
企画課男女共同参画担当

☎01654 2111

内線3308・3309

✉y-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp